相当額を基礎として総務大臣が算定して通知した額）

α　一路線について第一種鉄道事業及び第二種鉄道事業（鉄道事業法第２条第２項及び第３項に規定する事業をいう。）により当該路線の旅客運送を行う場合の第二種鉄道事業区間の建設に係る事業費に係るものにあつては0.3、その他のものにあつては0.6

E　平成７年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された地下鉄緊急整備事業債（大阪市において事業承継前に発行を許可された地方債を含む。）の当該年度における元利償還金（大阪市においては当該年度における元利償還金相当額）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

F_n　n年度（平成28年度以降に限る。）に発行について同意又は許可を得た地下鉄事業再特例債の額のうち総務大臣が算定して通知した額

G_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0450
　　イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0450

G_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0450
　　イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0450

G_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.04500
　　イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04500

$G_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.04500
　　イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04500

$G_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.04500
　　イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04500

$G_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.04500

相当額を基礎として総務大臣が算定して通知した額）

α　一路線について第一種鉄道事業及び第二種鉄道事業（鉄道事業法第２条第２項及び第３項に規定する事業をいう。）により当該路線の旅客運送を行う場合の第二種鉄道事業区間の建設に係る事業費に係るものにあつては0.3、その他のものにあつては0.6

F　平成７年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された地下鉄緊急整備事業債（大阪市において事業承継前に発行を許可された地方債を含む。）の当該年度における元利償還金（大阪市においては当該年度における元利償還金相当額）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

G　平成26年度以前において発行について同意又は許可を得た地下鉄事業再特例債に係る当該年度における元金償還金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

H_n　n年度（平成27年度以降に限る。）に発行について同意又は許可を得た地下鉄事業再特例債の額のうち総務大臣が算定して通知した額

I_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.045
　　イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.045

I_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0450
　　イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0450

I_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0450
　　イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0450

I_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.04500
　　イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04500

$I_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.04500
　　イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04500

$I_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.04500
　　イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04500

$I_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.04500